



# 2012年 兵役義務者の海外旅行案内

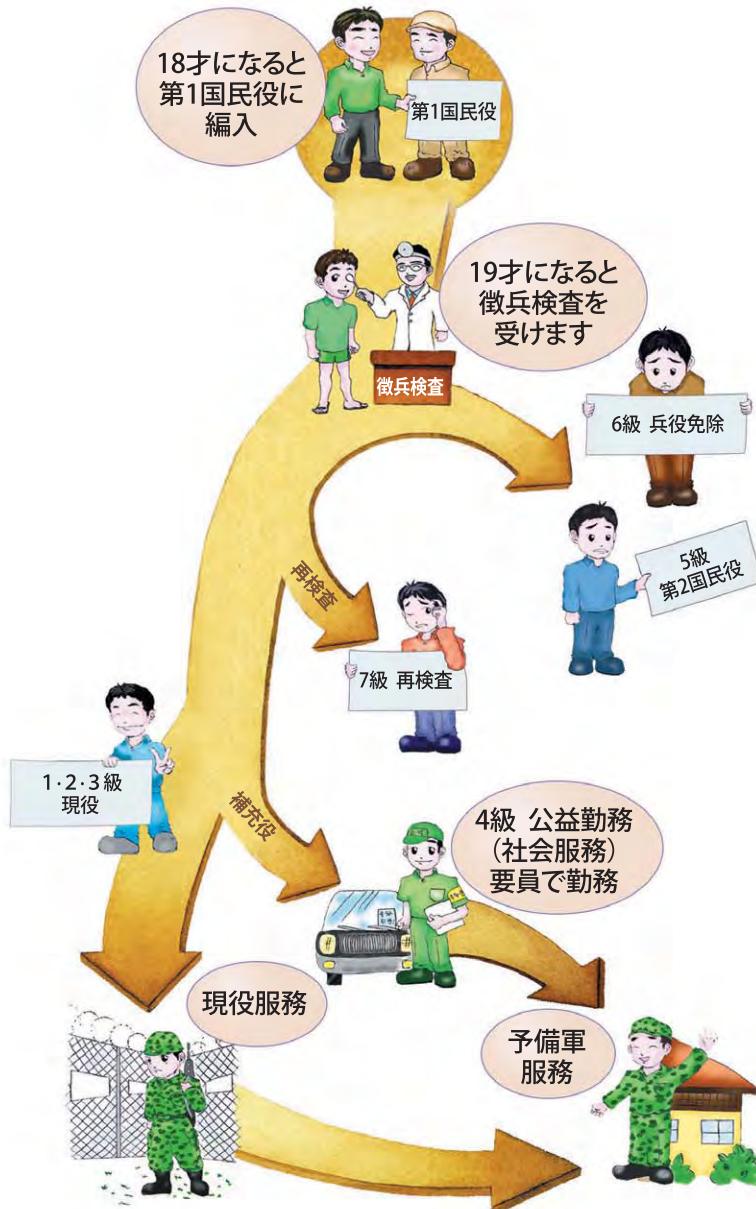
Military Manpower Administration



병무청



# 兵役義務 移行過程図



※ 2007年1月24才以下の者に対する海外旅行許可制廃止

※ 入営義務等の免除: 38才(2011年1月1日から施行)

## 目次

2012年兵役義務者の海外旅行案内  
[www.mma.go.kr](http://www.mma.go.kr)

▶ 海外旅行許可	51
▶ 海外移住による海外旅行期間延長許可	54
▶ 海外旅行許可の取消	56
▶ 複数国籍と兵役義務	58
▶ 在外国民2世の兵役義務	61
▶ 永住権者等の入営希望願制度案内	63
▶ 海外滞在者の電子請願および出願制度	67
▶ 兵務庁電話番号案内	68



### ▶ 許可対象

25才以上の兵役義務者で、軍の服務を終えていない者が海外旅行をする場合、兵務府長の海外旅行(期間延長)許可を得なければなりません。

※ ただし、補充役で服務中の者は24才以下の場合でも海外旅行許可を得なければならず、また25才になる前に出国した者は、25才になる年の1月15日までに海外旅行(期間延長)許可を得なければなりません。

### ▶ 必要書類

- ・海外旅行(期間延長)許可申請書 1部
- ・入学許可書など旅行目的を証明する書類(短期旅行は除外) 1部

### ▶ 出願機関

・海外旅行許可  
地方兵務庁、ただし公益勤務等に服務中の者は兵籍管轄地方の兵務庁

・海外旅行期間延長許可  
滞在地域を管轄する在外公館、兵籍管轄の地方兵務(地)庁

※ インターネットで海外旅行(期間延長)許可申請可能  
ただし、在外公館長の確認の要する海外移住または海外就業は除外

### ▶ 旅行目的別の許可期間

- ・海外旅行目的別許可対象および期間

区分	許可対象	許可期間	必要書類
留学	徴兵検査対象 現役入営対象 公益勤務召集対象	兵役法令で規定した学校別制限年齢(高校生除外)範囲内で、入学予定日6ヶ月以前から卒業予定日3ヶ月以内	入学許可書 (在学証明書)
海外移住	軍専攻医、公衆保健医 公益獣医、公益法務官 国際協力医、徴兵検査医 以外のすべての兵役義務者	37才まで	海外移住確認書

区分	許可対象	許可期間	必要書類
短期旅行	徴兵検査対象 現役入営対象 公益勤務招集対象	1年以内、27才まで(医科・歯科・韓医科・獣医科大学・大学院生および博士課程在学生は28才まで)	なし
研修・訓練	徴兵検査対象 現役入営対象 公益勤務招集対象	2年以内、27才まで(医科・歯科・韓医科・獣医科大学・大学院生および博士課程在学生は28才まで)	該当機関の研修、訓練計画書

・海外旅行目的別許可対象および期間

期間延長目的	許可対象	許可期間	必要書類
短期海外旅行	第1国民役、公益勤務招集対象、ただし医務・法務・従軍宗教関係者・獣医候補生、基本兵科将校編入対象者、公衆保健医、徴兵検査医、公益獣医、公益法務官、国際協力医、産業機能要員、専門研究要員、公益勤務要員は除外	短期海外旅行で出国した者は当初許可期間を含め1年を越えない範囲で27才まで、それ以外の者は1回に限り1年の範囲で27才まで ただし令第124条第1項第4号により、28才まで延期が可能な者はその期間まで	なし
留学	第1国民役、公益勤務招集対象	令第124条の学校別制限年齢(高校生除外)に1年を足した範囲内で、入学予定日6ヶ月以前から卒業予定日3ヶ月以内	【在外公館長に提出する場合】 1. 在学証明書 入学許可書
	25才以前大学卒業可能者または27才以前修士課程卒業予定者で、上級学校進学予定の者	令第124条の学校別制限年齢(高校生除外)に1年を足した範囲内で、卒業予定日から6ヶ月まで	2. 在外公館長の在学事実確認書(別紙第9号書式)
	2年を越える大学院、医科・歯科・韓医科大学院、医学・歯医学専門大学院	28才まで	【地方兵務庁長に提出する場合】 1. 在学証明書 入学許可書
	大学院の博士学位課程	28才まで、ただし29才になる年の6月以前博士学位を得られる場合は29才になる年の6月31日まで	2. 在学(入学)事実陳述書
	入学予定者が学期等の理由で入学許可を得られない場合の者	進学する上級学校の学校別制限年齢以内で、1年の範囲内	1. 卒業(卒業予定)証明書 2. 在学(入学)事実陳述書
研修・訓練	第1国民役、公益勤務要員招集対象、ただし留学の理由で2年以上の許可を得た者が留学と同一国での語学研修は不可	2年範囲内で27才まで この場合、当初許可期間を含め2年を越えられない ただし令第124条第1項第4号により、28才まで延期が可能な者はその期間まで	研修など該当機関の研修、訓練計画書または入学許可書(在学証明書)、在学(入学)事実陳述書(地方兵務庁提出するとき)
永住権新規取得	永住権(日本国の永住・特別永住滞留資格、永住権制度がない国家で無期限滞留資格または5年以上長期滞留資格を含む)を取得し、その国家で1年未満居住した者 ただし海外旅行許可対象国ではない国で永住権を取得し、取得した日から1年未満居住した場合と1年以内の海外旅行を目的に出国し永住権を取得した場合は除外	1年6ヶ月以内(1回に限る)	家族居住 事実確認書 滞留資格(許可)写本

期間延長目的	許可対象	許可期間	具備書類
条件付き (臨時) 永住権取得	条件付きまたは臨時永住権を取得し、その国家で居住する者	条件付きまたは臨時永住権有効期間を過ぎて、6ヶ月以内	家族居住 事実確認書 滞留資格(許可)写本
日本国居住	日本の「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」または「定住者」の滞留資格を取得した者	登録原本記載事項証明書の滞在期間を過ぎて、6ヶ月以内	家族居住 事実確認書 登録原本記載事項証明書の写本

### 質問1

昨年、徴兵検査を受けました。  
今年語学研修で出国しなければなりませんが、兵務庁の許可が必要ですか？

### 答え1

従来は、18才以上で兵役義務を終えていない者が海外旅行をする場合、兵務庁長の海外旅行の許可が必要でした。

しかし、2007年1月1日から24才以下の者に対する海外旅行許可制度が廃止され、24才になる年の12月末日までは特定の許可がなくとも海外旅行が可能です。

ただし24才以下の者であっても、公益勤務要員等の代替服務中の者は、海外旅行許可をもらわなければなりません。

### 質問2

留学による海外旅行許可が認められる期間はいつまでですか？

### 答え2

留学による海外旅行許可期間は学校別制限年齢まで許可を得ることができます。また、許可期間内に卒業あるいは学位取得の難しい者が海外旅行期間延長許可を申請する場合は、学校別制限年齢に1年を足した期間まで許可を得ることができます。

#### ▶ 学校別制限年齢

- ・大学課程：4年制(24才)、5年制(25才)  
6年制(26才、医科・歯科・韓医科・獣医科は27才)
- ・大学院課程：2年制(26才)、2年超過(27才、医科・歯科・韓医科は28才)  
※ 博士学位課程は博士学位を得られる場合は29才になる年の6月まで

### 質問3

海外旅行期間延長許可を申請する場合、在外公館が遠くて不便です。  
他の方法はないでしょうか？

### 答え3

海外滞留中の兵役義務者が、在外公館を訪問し海外旅行期間延長許可を申請する煩わしさを解消するため、インターネットを利用して兵務庁のホームページで許可申請ができるように改善しました。

ただし、在外公館長の確認の要する海外移住または海外就業は、在外公館に直接申請しなければなりません。



## 目的別による許可期間など

区分	許可対象	許可期間	必要書類
永住権を取得した者	永住権を取得し、その国に1年以上居住した者 • 永住権(日本国の「特別永住者」「永住者」を含む) • 5年以上長期滞留資格(無期限滞留資格を含む) ただし条件付きまたは臨時永住権を取得した場合は除外		• 家族居住事実確認書 • 滞留資格写本
父あるいは母が永住権を取得した者	父母とともに海外に居住する者で、父あるいは母が永住権を取得した者 • 永住権(日本国の「特別永住者」「永住者」を含む) • 5年以上長期滞留資格(無期限滞留資格を含む) ただし父あるいは母が条件付きまたは臨時永住権を取得した場合は除外		• 家族居住事実確認書 • 滞留資格写本 • 父あるいは母の居住旅券写本
父母とともに5年以上居住した者	父母とともに5年以上海外に居住する者 ただし父あるいは母が海外派遣公務員および駐在員の場合は除外	37才まで	• 家族居住事実確認書
複数国籍者	永住権あるいは市民権をもつ父あるいは母とともに海外に居住する者 父母とともに24才以前から海外に居住する者 海外で10年以上続けて居住する者 ただし父母が国内に居住する場合は除外		• 外国市民権者であることを証明する書類 • 家族居住事実確認書
24才以前海外移住者	外交交通商部長官に海外移住申告の後、出国して海外に居住する者		• 海外移住申告確認書

※民願書式の位置：「兵務庁ホームページ→民願マダン→民願申し込み・照会→民願書式」



## 出願機関

- ・滞在地域を管轄する在外公館(大使館、領事館)



## 海外旅行許可の制限対象

- ・徴兵検査、入営または招集を忌避したことがある、もしくは忌避中の者
- ・軍服務および公益勤務要員などの服務を離脱中の者
- ・海外旅行許可義務に違反した者
- ・永住権取得などの海外移住者で、国内での営利活動等の理由で兵役免除(延期)を取り消された者(ただし、永久帰国した者は除外)
- ・兵役義務を忌避したことがある者、あるいは減免される目的で身体を損傷もしくは詐偽行為を行った者

## 質問1

29才の者で、外国で出生し、外国の市民権を取得しました。父母とともに海外に居住するという理由で、37才まで徴兵検査を延期しました。  
ところが在外公館に旅券発給の申請をしたところ、兵務庁長の許可を得ていないということで、旅券発給ができないと言われました。海外旅行期間延長許可申請書を提出しなければなりませんか？

## 答え1

24才以下の兵役義務者は、兵務庁の許可がなくても24才まで海外に滞在することができます。しかし、25才以後も続けて海外に滞在する場合、25才になる年の1月15日までに海外滞在を証明する書類を準備し、所轄の在外公館に海外旅行許可申請書を提出しなければなりません。たとえ37才まで「父母とともに海外で居住する複数国籍者」として徴兵検査を延期したとしても、兵務庁長の海外旅行許可を得ないのであれば、市民権・永住権などの滞在資格を準備し、在外公館にて海外旅行許可発給の手続きをしなければなりません。

## 質問2

25才になる前に海外移住した者、あるいは海外で出生し、その後も続けて海外に滞在している者の海外旅行期間延長許可の手続きは？

## 答え2

25才になる前に海外移住をした者、または海外で出生してその後も続けて海外に滞在する者の場合、25才になる年の1月15日までに海外滞在を証明する書類を作成し、海外旅行許可申請書を所轄の在外公館に提出すれば、海外旅行期間延長許可の発給を得ることができます。

## 質問3

父母と一緒に5年以上海外に居住した場合37才まで海外旅行許可をもらえるのでしょうか？

## 答え3

従来は永住権や、5年以上の長期滞留資格を与えない国家で父母とともに5年以上海外に居住し、かつ父母が居住地の旅券を所持している場合は、37才まで許可を得ることができました。また父母とともに5年以上居住しているものの、永住権を取得していない者は5年単位で許可を得て、37才まで続けて延長することが可能でした。

しかし、2009年12月10日より父母とともに5年以上海外で居住した場合、父母が永住権を取得できなかった場合であっても、37才までを許可期間とする海外旅行許可は可能です。この場合、兵役義務者が許可を取得し国内で6ヶ月以上滞在するか、就業などの営利活動をすれば、海外旅行許可は取り消しとなり、兵役義務が賦課されます。

## 質問4

父はまだ永住権を取得することができませんが、永住権を取得した母と一緒に居住しています。父母の中で一人でも永住権を取得している場合でも、海外旅行期間延長許可をもらえるのでしょうか？

## 答え4

従来、兵役義務者またはその父母が永住権を取得し海外に居住している場合は37才まで海外旅行期間延長許可の取得を、また父母のうち一人だけ永住権を取得している父もしくは母と居住している場合は、2年を範囲内として37才まで続けて許可の延長が、それぞれ可能でした。

しかし、2009年12月10日より、父母とともに海外に居住しながら父あるいは母が永住権を取得した場合は、37才までを許可期間とする海外旅行許可の取得が可能となりました。この場合、兵役義務者が許可を得て国内で6ヶ月以上滞在もしくは就業などの営利活動をすれば、海外旅行許可は取り消しとなり、兵役義務が賦課されることがあります。

## 質問5

留学中、条件付き永住権を取得しました。兵役延期が可能でしょうか？

## 答え5

条件付き永住権を取得した者は、条件付き永住権の有効期間を越えても6ヶ月範囲内で許可を得ることができます。その後正式永住権(GREEN CARD)を取得した場合には、37才までを許可期間とする海外旅行許可を得ることができます。



## 海外旅行許可の取消対象

海外移住の理由で兵役を延期した者が以下の項目のうちの一つに該当した場合、海外旅行許可は取り消され、兵役義務が課せられます。

- ・「海外移住法」規定により、永久帰国の申告をした者。
  - ・1年のうち合計6ヶ月以上、国内に滞在した者。  
(国内教育機関での修学を目的に国内滞在した場合は、義務賦課対象で除外)
  - ・国内教育機関で修学している者で、修学期間中その父・母、または配偶者が1年のうち合計6ヶ月以上国内に滞在した者。
  - ・国内で就業など営利活動をした者。
  - ・「永住権者である父あるいは母と海外居住」「父母とともに5年以上海外居住」「複数国籍者」「市民権者である父あるいは母と海外居住」など、父母とともに海外居住を要件に許可を受けた場合、許可要件の父あるいは母が国内に、1年のうち合計6ヶ月以上滞在した者。
- ※ 兵役義務者が許可期間中に永住権を取得した場合、本人の永住権取得により改めて海外旅行許可が与えられ、その後実際に本人の永住権取得によって許可を受けた場合には、父あるいは母の国内での滞在は兵役義務と無関係となります。

### ※ 国内滞在期間算定方法

- ・「1年のうち」というのは、算定日を基準に逆算して1年になる日までの期間  
例) 2008年1月10日(算定日) → 2007年1月11日(逆算して1年になる日)
- ・「合計6ヶ月以上」というのは、「1年のうち」に入国した回数に制限なく、国内に滞在した期間が183日を越える場合  
例1) 2008年1月10日入国し183日となる日まで国内に滞在した場合  
例2) 2007年1月11日～2008年1月10日の期間のうち、国内滞在期間を合算して183日となる場合

### 質問1

私は永住権を取得し、37才まで海外旅行許可を受けて、兵役を延期しました。海外旅行許可をもらった時には父母と一緒に暮していましたが、昨年父母が永久帰国をしました。この場合も父母の国内長期滞在による海外旅行許可取消の対象となりますか？

### 答え1

本人の永住権取得により37才までを許可期間とする海外旅行許可を取得すれば、父母の国内長期滞在または永久帰国などは兵役義務と関係ありません。すなわち、父あるいは母の国内長期滞在による海外旅行許可の取消および兵役義務賦課を規定した法令で、「本人の永住権取得による許可を得た者」は該当事項とはなっていません。

## 質問2

父母と5年以上一緒に海外に居住しているという理由で、37才まで海外旅行許可を受けました。両親は余生を母国で暮すつもりで、来年帰国する予定です。この場合、私の兵役義務はどうなりますか？

## 答え2

父母と海外居住の理由で許可を受けた者が、許可取得後に父あるいは母が1年のうち合計6ヶ月以上国内に滞在した場合、海外旅行許可は取り消されます。その場合は帰国し、兵役義務を履行しなければなりません。ただし父母とともに5年以上海外に居住するという理由で許可を得た後に永住権を取得すれば、永住権取得ということで改めて許可を得ることができ、父母の国内滞在期間による海外旅行許可の取消対象者から除外されます。

## 質問3

永住権取得という理由で37才まで海外旅行許可を受け、兵役を延期しましたが、国内で1年のうちに通算6ヶ月以上滞在して兵役延期処分が取り消され、現役兵入営を目前にしています。入営の前に海外旅行はできるのでしょうか？

## 答え3

永住権取得等海外移住の理由で兵役を延期(免除)した者が、1年のうちに通算6ヶ月以上滞在もしくは就業などの営利活動をする場合、兵役延期(免除)処分は取り消され、海外旅行は制限されます。ただし以下の事項に該当する場合、1回に限り3ヶ月の範囲内で海外旅行許可を得ることができます。

海外に居住する家族の死亡

- ・国内での治療が難しい本人の疾病治療
- ・入営のための身辺整理

※これらの事項は重複して許可を得ることはできません。

## 質問4

国内の大学附設語学院に在学中の者も、国内教育機関修学者として国内滞在は可能でしょうか？

## 答え4

従来は「初中等教育法」および「高等教育法」規定による教育機関に在学中の者だけを国内教育機関修学者として認めていましたが、大学附設語学院(堂)に属する者も、国内教育機関修学者として認められ、兵役の延期は可能です。

## 質問5

国内教育機関に修学中の者です。国内で営利活動ができるのでしょうか？

## 答え5

海外移住者で国内教育機関に在学のうち、就業などの営利活動に従事した場合、海外旅行許可は取り消され、兵役義務が賦課されることとなります。



### ▶ 海外旅行許可の取消対象

血統主義(属人主義)の国民の子女が出生地主義(属地主義)の国家で生まれ、父または母の国籍と出生地国家の国籍を同時に取得した場合のことです。

例えば、韓国人を父または母とし、属地主義国家であるアメリカで生まれた人は、生まれながら韓国国籍とアメリカ市民権を同時にもつようになり、複数国籍者となります。

#### ※ 家族関係登録申告と国籍との関係

家族関係登録申告は、国籍得失の実体的効果を創出するのではなく、国籍法によって形成された国籍の実体的変動内容を事後的・報告的に整理する行為に過ぎない。

したがって出生・帰化等国籍法に定められた国籍取得の原因により韓国国籍を取得したが、家族関係登録申告をしてないので、家族関係登録簿が作成されていない状態でも韓国国籍を保有しているという実体的身分には変わりがない。

### ▶ 複数国籍者の兵役義務

- ・大韓民国の国民の男性は、憲法と兵役法により兵役義務があります。
- ・複数国籍者の男性は18才になる年の3月末までに一つの国籍を選択しなければならず、その期間の間に国籍を選択しなかった者には兵役義務があります。
- ・海外旅行許可対象複数国籍者
  - 永住権または市民権を保有している父あるいは母とともに海外居住している者
  - 父母とともに24才以前から海外に居住している者
  - 海外に10年以上続けて居住している者。ただし父母が国内に居住している者は除外

#### 質問1

**幼い時、海外移住をして居住国の市民権を取得し、両親は昨年永久帰国をしました。帰国して国内で就業したいんですが、できるのでしょうか？**

#### 答え1

大韓民国の国民が生後外国の国籍を取得した場合には、大韓民国の国籍を喪失します。これに該当する場合、外国の市民権者であることを証明する書類を準備し、管轄機関に国籍喪失の申告をしなければなりません。国籍を喪失した者に兵役義務はありませんが、国内で勤労する場合には外国人の身分で就業しなければなりません。

## 質問2

複数国籍者が兵務庁より海外旅行許可を得ずに外国旅券(名前)で出・入国することは可能なのでしょうか?

## 答え2

複数国籍者も、海外旅行の時には許可を得なければなりません。海外旅行許可を取得せずに外国旅券で出入国することは海外旅行許可義務に違反することであり、今後の出入国に制限を招くこととなります。

## 質問3

海外で生まれた複数国籍者で、37才まで兵役を延期していました。帰国して外国企業の韓国支社に勤めるのですが、外国人の身分で就業する場合でも兵役義務は課せられるのでしょうか?

## 答え3

永住権または市民権などの海外移住の理由で37才まで兵役を延期した者が、1年間のうち通算6ヶ月以上滞在するか就業など営利活動に従事する場合、兵役延期処分が取り消され、兵役義務が課せられます。

また、営利活動の範囲と基準は以下の通りです。

- ・1年のうち通算60日以上俸給などの給与を支給されるか、農業・工業など各種の事業を営む場合。
- ・1年のうち通算60日以上滞在しながら、芸能人・体育選手などが放送や競技への参加などにより収入を得るか、あるいは人的用役の代価で1千万ウォン以上の収入がある場合

## 質問4

複数国籍者で、外国に10年以上居住しました。来年25才になり、海外旅行許可を申請しようと思っています。37才までを許可期間とする海外旅行許可が可能ですか?

## 答え4

「複数国籍による海外旅行許可」は、兵役義務者が外国に10年以上続けて居住しなければなりません。ただし、父母が国内に居住する場合は許可対象から除外されます。すなわち、海外滞在期間が10年を経過したものの、父母が国内に居住する場合には海外旅行許可を受けることはできません。

## 質問5

アメリカ市民権を持っている複数国籍の男性で、アメリカ市民権者として兵役義務を履行しました。複数国籍の状態で兵役義務を履行したら、その後も複数国籍を維持しなければなりませんか?

## 答え5

従来、国籍法第12条により兵役履行者となった複数国籍者は、兵役従事もしくは免除のいずれかを選ぶ義務があります。免除の場合、免除日より2年以内にいずれか一つの国籍を選択しなければならず、その期間内に選択しないと自動的に大韓民国の国籍を喪失するとされていました。

例えば2001年3月1日の履行であれば、2003年2月28日までにアメリカ市民権もしくは韓国国籍、いずれか一方を選ばなければなりませんでした。しかし現在まで選択していないければ、規定に基づき自動的に大韓民国の国籍を喪失した状態であると思われます。

ただし現時点において大韓民国の国籍を希望するのであれば、2010年5月4日改訂・公布の法律付則第2条1項により再取得の申告をすることができます。この場合兵役義務を履行しており、かつ遠征出産者に該当しないのであれば外国国籍不行使の誓約を行なった上で、複数国籍を維持することが可能です。

また改正国籍法では、現役・常勤予備役もしくは補充役で服務を終えた者の場合、服務を終えたその日から2年以内に外国国籍不行使の誓約を行なうことで、複数国籍を保持し続けることが可能となります。例えばアメリカで生まれ、出生時よりアメリカ市民権・韓国国籍の双方を所持している者が現役兵として服務を終えており、かつ遠征出産者に該当しないのであれば、服務を終えたその日から2年以内にわが国の国籍を選択し、外国国籍不行使の誓約を行なうことで、続けて複数国籍を所持することができます。

#### 質問6

韓国の国民のうち、外国国籍または市民権の取得後にも家族関係登録簿が整理されていない者は複数国籍者となりますか？

#### 答え6

韓国の国籍法上、韓国人が自ら外国に帰化しその国籍または市民権を取得した場合は、それと同時に韓国国籍を失います。

ただし実際には外国国籍または市民権を取得しても、その国の政府から通報はありません。そのため取得者が外国官署あるいは家族関係登録官署に申告しない限り、家族関係登録簿は整理されずそのまま残り続けます。しかし、これは韓国国籍を保持し続けることを意味しません。本来、家族関係登録簿は国籍喪失に伴い整理されるべきですが、本人やその家族から申告がないため、整理されないままとなってしまうのです。

ある人が外国国籍(市民権)を取得し、その国の旅券発給を受けたにも関わらず、それまで所持していた韓国旅券を使って韓国に出入国したことがあります。これは出入国管理法違反であり、刑事処罰や反則金または過怠料処分の対象となってしまいます。





### ▶ 在外国民2世とは?

外国で出生した者(6才以前に海外に出国した者も含む)で、18才になるまで続けて海外に居住し、父母および本人が外国政府から国籍、市民権または永住権を取得するか、永住権のない国では無期限滞留資格(5年以上長期滞留資格も含む)を付与され、在外国民2世であることの承認を受けた者ことをいいます。

この場合、初・中等教育法第2条の規定により、17才以前に国内の学校で通算3年の範囲内で修学した場合も、外国で居住し続けたことと見なされます。

※ 7才から17才までの期間中に、1年に通算60日を越えて国内に滞在したことがある場合は在外国民2世とは認められません。

### ▶ 確認(受付)機関

- 滞在地域管轄在外公館
- 兵籍管轄地方兵務(支)庁

### ▶ 必要書類

- 本人および父母の滞留資格(永住権または市民権)写本
- 本人および父母の居住旅券写本

### ▶ 義務賦課

- 永久帰国の申告をした場合

※ 18才から通算3年を越えて国内に滞在した場合は在外国民2世とは認められず、またすでに在外国民2世と認定された場合であっても在外国民2世としての資格を喪失し、国内長期滞在および国内営利活動をすると兵役義務が課せられる。(1994年1月1日以後出生者から適用)

### 質問1

父母が海外移住後、最近帰国して韓国に居住しています。  
この場合、在外国民2世に該当しますか？

### 答え1

在外国民2世は父母が在外国民であることを前提にしています。そのため父母が永久帰国して韓国に居住していれば、在外国民2世として認められません。

### 質問2

「在外国民2世」と「海外移住者」とは、どのように違いますか？

### 答え2

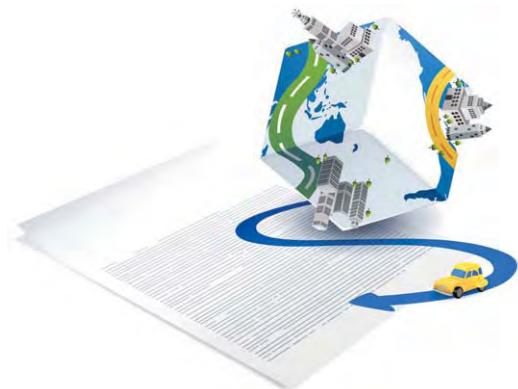
兵役法でいう「在外国民2世」とは、海外移住者のうち海外で生まれた人（6才以前に海外に出国した者も含む）であり、続けて海外に居住し、父母および本人が外国政府から、永住権（または市民権）等を取得し、居住旅券の発給を受けた人をいいます。「海外移住者」とは永住権取得等の理由で、37才まで兵役を延期した人をいいます。  
しかし、2012年1月1日からは改訂された兵役法令により、18才から通算3年を越えて国内に滞在した場合は在外国民2世とは認められず、またすでに在外国民2世と認められた場合であっても、在外国民2世としての資格を喪失し、国内長期滞在および国内営利活動をすると兵役義務に課せられることとなります。（94.1.1以後出生者から適用）

### 質問3

「在外国民2世」はどのような場合に兵役義務に課せられますか？

### 答え3

「在外国民2世」には、海外移住法の規定により「永久帰国申告」をした場合に兵役義務が課せられます。ですから6才以前に海外移住した者は永住権を返納し、「永久帰国申告」をした場合に兵役義務に課せられることとなります。





### ▶ 永住権者等の入営希望願制度とは？

永住権の取得もしくは海外移住等による海外旅行許可取得者が兵役義務履行を希望する場合、徴兵検査日時、場所、入営日時を本人自らが選択し、希望時期に兵役履行ができるよう配慮するし、軍服務中、定期休暇を利用し移住国家を訪問しようすれば、出・帰国を保証することと、訪問に必要な往復航空料等の旅費を国家が負担する制度です。

ただし、第3国滞在可能期間が6ヶ月で、永住権維持のため、必ず6ヶ月毎永住権国家を訪問しなければならない永住権者は、年2回永住権国家への海外旅行ができます。この場合、本人が直接関連法令等の資料を提出して、6ヶ月ごとに永住権国家を訪問しなければならない事実を立証しなければなりません。

### ▶ 出願対象者

- ・永住権を取得した者
- ・永住権制度がない国家で無期限滞留資格(5年以上長期滞留資格を含む)を持つ者  
海外移住の理由で海外旅行許可を得た者  
在外国民登録簿に在外国民として記載された父母ともに海外に居住している者で、
  - 複数国籍者
  - 居住期間が5年以上の者
  - 父あるいは母が永住権(または市民権)を取得した者

### ▶ 受付および提出書類

- ・受付：兵務庁ホームページ、在外公館、地方兵務庁、仁川空港兵務民願センター

#### ※ 兵務庁ホームページ「永住権者等入営希望願」の手続き

- ・兵務庁ホームページ → 「海外旅行・海外滞在民願申請」 → 「永住権者入営希望申請」 → 生年月日、名前入力 → 「入営日時及び徴兵検査日時選択」

- ・提出書類：永住権者等永住権者入営希望申請書(インターネット申請の時は省略)、永住権を証明する書類のコピー(徴兵検査の時提出)



## 2012年度軍適応プログラム運営入営日時(陸軍訓練所)

- 3.12(月)/5.14(月)/8.13(月)/10.15(月)

※ 上記の日時以外にも、希望に応じて入営可能です。



## 兵役義務

- 本人の希望時に徴兵検査および入営

- 入営希望時期は海外移住者の国内滞在可能期間の範囲(6ヶ月)による

- 徵兵検査時期および場所の選択が可能

- 現役兵募集志願の際、加算点が付与

- 本人の適性、特技、希望分野を考慮して補職の付与および勤務地への配置

※ 入営後1週間の軍適応プログラム運営、韓国文化や軍隊での礼儀等を教育  
(陸軍訓練所、分期1回)

- 訓練所入所後、希望勤務地域(第1~3志望)の確認と勤務地への配置

※ 勤務地域を地域ごとに1ヶ所選択(陸軍訓練所入所の場合)

第1志望: ソウル、仁川、大田、大邱、釜山、蔚山、光州

第2志望: 高陽、議政府、東頭川、楊州、春川、原州、江陵、城南、安養、水原、龍仁、全州、昌原

第3志望: その他の地域



## 海外旅行保証及び休暇旅費支給

- 現役兵の場合: 定期休暇の期間内び海外旅行を保証、移住国訪問に必要な往復航空費および国内旅費は国家より支給(転役の時、片道分の航空費支給)

- 公益勤務要員として服務中の場合: 永住権維持を目的とした海外旅行時、年1回に限り往復航空費の受給可能

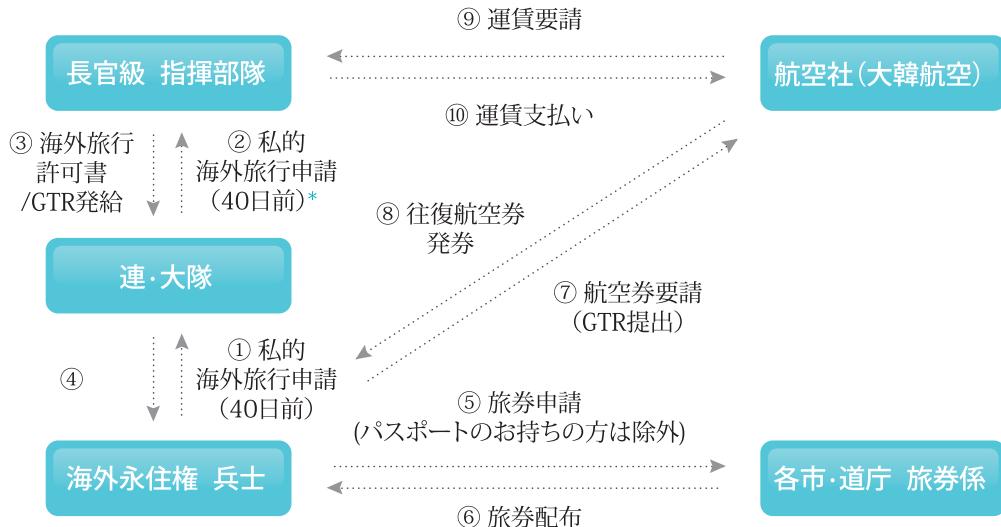


## 入営希望申請の取消

永住権入営希望願の取り消しを望む場合、入営日前日までに地方兵務庁長に取消申請書を提出



## 海外旅行の手続き



\* 国外旅行許可書2部、身元調査結果書1部、パスポートのお持ちの方は除外、休暇申請書・計画書1部



## 休暇(転役)時の旅費支給

- 旅費は定期休暇および転役時に支給
- 定期休暇の旅費は年2回まで、永住権維持を目的に該当国へ出国する際に支給、永住権の更新が不要の国やその他の国家の居住者は定期休暇の範囲で支給
- 永住権維持を目的に所定回数を超過して該当国を訪問する場合、本人が自ら関連法令等の資料を提出し、その事実を証明すること
- 原則として、旅費支給金額は政府航空要請書(GTR, Government Transportation Request)の発給による(エコノミークラス、実費原則)。該当国のビザ発給のため、やむをえず個人で航空券を購入した場合は政府航空要請書(GTR)の範囲内で個人への支給可能

### 質問1

留学中に該当国の永住権を取得しました。永住権取得を理由に兵役を免除・延期されたことのない人、あるいは国内居住永住権者は「永住権者等入営希望願」の申請が可能ですか？

### 答え1

外国の永住権取得者は、それを理由とした兵役免除がなくても「永住権者等入営希望願」の申請が可能です。

## 質問2

「永住権者等入営希望願」を申請しようと思います。インターネットでもできますか？

## 答え2

このシステムでは、英語による案内サービスを提供しています。

ご希望の現役兵入営日時と、それに適した徴兵検査日時および場所を選べることができますので、入営のための国内滞在期間が短縮されるようになっています。なお受付は、在外公館でも可能です。

※ 兵務庁ホームページ→「海外旅行・海外滞在民願申請」→「永住権者入営希望申請」

## 質問3

永住権入営希望申請の出願後に、個人的な都合があり取消の申請をしました。  
もう一度入営申請をしようと思っていますが、可能でしょうか？

## 答え3

永住権入営希望申請を一度取消した者が再び入営申請する場合、入営申請の取消日から6ヶ月経過しなければ、新たな申請はできません。

## 質問4

徴兵検査の結果、4級公益勤務要員に判定された永住権者です。公益勤務服務中に永住権国家を訪れる場合、現役兵服務者と同様に航空費を国より支給されるのでしょうか？

## 答え4

公益勤務服務中の永住権者の場合、従来は現役兵と異なり服務中に永住権国を訪問する際には航空料の支給はありませんでした。

しかし 2010年1月1日より、公益勤務服務中の永住権者が永住権維持のために永住権国を訪問する場合、年1回に限り航空費の支給を受けることができます。





### 海外滞在者の電子請願および出願制度とは？

帰国後の自らの希望時期に兵役義務が履行できるよう、海外滞在中の兵役義務者がインターネットを通じて徴兵検査および入営を申請できる制度です



### 出願対象者

海外旅行(期間延長)許可を受けている海外滞在(乗船)中の者で、徴兵検査または入営を希望する者



### 申請種類

- ・優先徴兵検査の申請
- ・海外入営申請(現役/公益勤務要員)
- ・現役兵入営日時は本人が選択
- ・公益勤務要員



### 出願方法

兵務庁ホームページ 電子民願窓口



### 処理結果の通知

海外滞在者にはE-mailで通知、国内在住の親権者には郵便もしくは電話で通知

#### 質問1

現在留学のため、海外旅行許可を受けて海外に滞在している者です。  
留学終了後に早期入営を考えていますが、どうすればいいのでしょうか？

#### 答え1

これまで、海外旅行許可を受けた海外滞在者は帰国後に入営申請をしなければならないため相当の期間を要し、また本人の希望する時期に入営することも困難でした。  
しかし海外からの入営申請が可能となることで、本人の希望する入営時期を選べるようになり、入営待機期間も短縮化されることとなりました。



### ▶ 兵務民願相談所：1588-9090

- ・全国どこからでも民願相談実施(市外局番不要)
- ・自動音声による受付、音声案内にしたがってチャンネル選択

### ▶ 兵務庁(兵役資源課)

- ・海外旅行許可 042)481-2755~6
- ・海外移住許可 042)481-2757~8
- ・ホームページ [www.mma.go.kr](http://www.mma.go.kr)

### ▶ 地方兵務庁

区分	担当業務	
	海外旅行許可	海外移住者管理
ソウル地方兵務庁	02)820-4382~4	02)820-4331~5
釜山地方兵務庁	051)667-5406	051)667-5356
大邱·慶北地方兵務庁	053)607-6351	053)607-6352
仁川·京畿地方兵務庁	032)870-0651	031)240-7239
光州·全南地方兵務庁	062)230-4259	062)230-4305
大田·忠南地方兵務庁	042)250-4259	042)250-4236
江原地方兵務庁	033)240-6285	033)240-6234
忠北地方兵務庁	043)270-1259	043)270-1232
全北地方兵務庁	063)281-3257	063)281-3293
済州地方兵務庁	064)720-3253	064)720-3245
慶南地方兵務庁	055)279-9356	055)279-9232
京畿北部兵務支庁	031)870-0257	031)870-0232
江原嶺東兵務支庁	033)649-4255	033)649-4233